令和８年 10 月版

沖縄県宿泊税
特別徴収事務の手引き

沖縄県

改 訂 箇 所 一 覧		
共通（第１章、第４章、第５章）		
変更箇所		更新内容
（頁）	（行）	
P2, 20, 29	9, 15 36	「市町村宿泊税を課する市町村」に「名護市」を追加
第２章　宿泊税について		
変更箇所		更新内容
（頁）	（行）	
P8	10-16	「例５　手配旅行の取扱い」の事例に関する説明の一部訂正
P10	16	「学校の教育活動に伴う宿泊」に関する課税免除説明の一部追記
P11	3	「スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊」に関する課税免除説明の一部追記
第３章　特別徴収義務者の登録等		
変更箇所		更新内容
（頁）	（行）	
P18	10, 19	「登録事項の変更に該当しない事由」に関する説明の一部追記
第４章　宿泊税の申告納入		
変更箇所		更新内容
（頁）	（行）	
P20	15, 26-27	「経営の廃止時の申告納入」に関する説明の一部訂正
P24	－	「複数施設の合算申告納入」に関する説明の追加
P25	1	「宿泊税に係る特別徴収義務者（宿泊事業者）の業務の流れ」に関する説明の一部追記
第６章　その他		
変更箇所		更新内容
（頁）	（行）	
P32	7-8	「特別徴収義務者報償金の交付の目的」に関する説明の一部訂正
P35, 37 P36, 38	－ 4-5	「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」の記入例の追加 「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」に関する説明の一部訂正
P47	17-23	「宿泊税納入申告書」に関する説明の一部訂正
P49 P50	－ 7-20	「宿泊税月計表」の記入例の訂正 「宿泊税月計表」に関する説明の一部訂正及び追記
P52	1-2	「宿泊税納入書」に関する説明の一部追記
P59, 60	－	「宿泊税合算申告納入の届出書」の記入例及び説明追加
P65	3-6 14	「沖縄県」のお問い合わせ先に関して一部訂正 「宿泊税導入市町村」のお問い合わせ先に「名護市」を追加

目次

第１章 宿泊税について - 1 -
１ 宿泊税の目的 - 1 -
２ 宿泊税の徴収方法 - 1 -
⑴ 特別徴収制度 - 1 -
⑵ 特別徴収義務者 - 1 -
⑶ 市町村宿泊税を課する市町村内に所在する宿泊施設 - 2 -
第２章 宿泊税の仕組み - 3 -
１ 宿泊税の手続きの流れ - 3 -
２ 課税客体・納税義務者 - 4 -
⑴ 宿泊 - 4 -
⑵ 宿泊者 - 6 -
３ 税額 - 6 -
４ 宿泊料金 - 6 -
５ 課税免除 - 10 -
⑴学校の教育活動に伴う宿泊 - 10 -
⑵スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊 - 11 -
⑶外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 - 15 -
第３章 特別徴収義務者の登録等 - 16 -
１ 特別徴収義務者としての登録 - 16 -
⑴登録の申請 - 16 -
⑵特別徴収義務者証票の交付 - 17 -
２ 特別徴収義務者の登録事項の変更等 - 18 -
⑴登録事項の変更 - 18 -
⑵登録事項の変更に該当しない事由 - 18 -
⑶宿泊施設の休止又は再開 - 18 -
⑷宿泊施設の経営の廃止 - 18 -
第４章 宿泊税の申告納入 - 20 -
１ 申告納入 - 20 -
⑴申告納入期限 - 20 -
⑵申告納入期限の特例 - 20 -
⑶宿泊税納入申告書 - 22 -
⑷宿泊税納入書 - 23 -
⑸複数施設の合算申告納入 - 24 -
⑹宿泊税に係る特別徴収義務者(宿泊事業者)の業務の流れ - 25 -
２ 納入義務の免除・還付 - 25 -
⑴納入義務の免除 - 25 -

⑵還付 - 26 -
⑶申請の手続き - 26 -
3 更正の請求 - 26 -
⑴更正の請求とは - 26 -
⑵請求の手続き - 26 -
第５章 適正な申告納入のために - 27 -
1 帳簿等の記載・保存 - 27 -
⑴帳簿の記載及び保存 - 27 -
⑵書類の作成及び保存 - 27 -
⑶電磁的記録(電子データ)による保存等 - 27 -
2 調査 - 27 -
3 更正・決定 - 27 -
4 加算金 - 28 -
5 延滞金 - 29 -
6 不服申し立て - 29 -
⑴審査請求の対象となる処分 - 29 -
⑵手続き - 29 -
7 罰則、滞納処分等 - 30 -
第６章 その他 - 31 -
1 領収書等への表示 - 31 -
2 特別徴収義務者報償金 - 32 -
⑴交付の目的 - 32 -
⑵交付の対象 - 32 -
⑶算定期間 - 32 -
⑷交付の基準及び交付額 - 32 -
⑸交付の手続き - 32 -
3 電子申告等（ｅＬＴＡＸ） - 32 -
⑴利用届出について - 33 -
⑵申告納入について - 33 -
⑶申告納入以外の申告・申請等について - 33 -
⑷電子納付について - 33 -
4 申告書等の記入方法 - 35 -
⑴宿泊税特別徴収義務者登録申請書 - 35 -
⑵実質的経営者である旨の申立書（参考様式） - 39 -
⑶宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書 - 41 -
⑷経営休止・再開・廃止届出書 - 43 -
⑸宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書 - 45 -

⑹宿泊税納入申告書 - 47 -
⑺宿泊税月計表 - 49 -
⑻宿泊税納入書 - 51 -
⑼宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定申請書 - 53 -
⑽宿泊税合算申告納入の届出書 - 59 -
⑾宿泊税の還付・納入義務の免除申請書 - 61 -
⑿更正の請求書 - 63 -
5 申告書等の提出・お問い合わせ先 - 65 -

第１章 宿泊税について

１ 宿泊税の目的

宿泊税は、沖縄県が国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心で快適な観光の実現、旅行者の受入れの体制の充実強化、観光旅客の受入れと地域住民の生活との調和、沖縄固有の歴史及び伝統文化の継承並びに自然環境の保全その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるために、沖縄県が導入した法定外目的税です。

２ 宿泊税の徴収方法

⑴ 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、沖縄県内に所在する旅館・ホテル、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設（以下、これらを「宿泊施設」といいます。）の宿泊者ですが、沖縄県が直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収し、沖縄県へ申告納入していただくこととしています。このような制度を「特別徴収制度」といいます。



⑵ 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。基本的には、旅館業の許可を受けた者、特区民泊の事業の認定を受けた者及び住宅宿泊事業の届出をした者が該当します。宿泊施設の経営者は、登録の申請や沖縄県の指定行為がなくとも、特別徴収義務者となります。

また、特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要があります。

なお、宿泊施設の経営者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊施設の経営者以外の者にある場合などは、宿泊施設の徴収について便宜を有すると認められる者が特別徴収義務者となることがあります。

⑶ 市町村宿泊税を課する市町村内に所在する宿泊施設

市町村宿泊税を課している市町村に所在する宿泊施設については、県と市町村の宿泊税を併せて、当該市町村を通じて申告納入していただくことになります。その際の特別徴収義務者の手続きや、申告納入方法等につきましては、当該市町村が定める方法によることになります。詳細についてはそれぞれの市町村の担当にお尋ねください。対象となる市町村は、下記のとおりです。

その他の市町村に所在する宿泊施設については、県宿泊税を那覇県税事務所へ申告していただくことになります。

市町村宿泊税を課する市町村	石垣市、名護市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町

お問い合わせ先については、「第６章－５　申告書等の提出・お問い合わせ先」をご参照ください。

第２章 宿泊税の仕組み

１ 宿泊税の手続きの流れ

① 宿泊施設の経営開始前

旅館業法の許可、国家戦略特別区域法（特区民泊）の認定、住宅宿泊事業法の届出



② 旅館業法の許可・住宅宿泊事業法の届出済又は宿泊施設の経営開始日の確定後

特別徴収義務者登録申請書を以下の提出期限までに提出（郵送に限る）

経営開始日	提出期限	提出先
令和９年２月１日以前	令和９年１月２７日まで	沖縄県総務部税務課
令和９年２月２日以降	経営開始日の５日前まで	那覇県税事務所

※　特別徴収義務者としての登録後に、「宿泊税特別徴収義務者証票」（以下「証票」といいます。）が交付されますので、フロント等公衆の見やすい場所に掲示してください。



③ 宿泊行為があった場合

宿泊者から宿泊税を徴収



④ 宿泊税の徴収後

・「宿泊税納入申告書」、「宿泊税月計表」を那覇県税事務所に提出

・「宿泊税納入書」により金融機関等で納入

※ 申告と納入は必ず期限内に行ってください。

2 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は宿泊施設における宿泊で、宿泊税を納める方（納税義務者）は宿泊者となります。

宿泊税は、令和９年２月１日（課税開始日）以後の宿泊施設における宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

※　令和９年２月１日の宿泊分から宿泊税が課税されます。

※　令和９年２月１日よりも前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。

※　宿泊料金が発生しない場合又は課税免除となる場合は課税対象となりません。

⑴ 宿泊

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、以下の基準に合致するものを課税対象となる宿泊として取り扱います。

① 課税対象となる宿泊の基準

ア　その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの

イ　ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ６時間以上の利用であるもの

本来必要な許可や認定を受けていない又は届出をしていない施設であっても、旅館業法の許可、国家戦略特別区域法（特区民泊）の認定又は住宅宿泊事業法の届出が必要とされる事業を行う施設における宿泊の場合は課税対象となります。

＜許可又は届出が必要な事業とは＞

以下の４項目をすべて満たすものです。

・宿泊料金を徴収している（名称は問わない）

・社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）

・反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）

・生活の本拠ではない（使用期間が１ヶ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

② 宿泊の判断の例

例１　午前０時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）

⇒　その契約を宿泊契約として取り扱う場合は、課税対象となります。

例２　客室を日帰りで利用するいわゆるデイユースの場合

⇒　課税対象ではありません。

例３　休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒　日をまたぐ６時間以上の利用（連続した延長利用を含みます。）があった場合は、課税対象となります。

なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、「その利用行為が日をまたぐ６時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。

例４　実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム、キープルームなど）の場合

⇒　宿泊行為を伴わない契約の場合は、課税対象となりません。実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ６時間の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。この場合において、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。このときの宿泊料金は、宿泊日ごとに宿泊料金が明確なときはその金額を宿泊料金とします。

例）１室税抜き 50,000 円の部屋を３泊契約した場合

	宿泊者数 （A）	宿泊料金 （B）	宿泊料金／人 （B÷A）	宿泊税 （課税標準額×２％×課税対象人数）
１泊目	５人	50,000 円	10,000 円	1,000 円 （10,000 円×２％×５人）
２泊目	０人	50,000 円	－	0 円
３泊目	４人	50,000 円	12,500 円	960 円 （12,000 円×２％×４人）
			宿泊税 計	1,960 円

※　２泊目は宿泊行為がないため課税対象となりません。

※　課税標準額：千円未満切り捨て

例５　ウィークリーマンションなどの場合

⇒　ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法等の許可若しくは認定を受けるべき事業又は届出を行うべき事業にあたらない場合の当該施設における宿泊は、課税対象となりません。

ただし、旅館業法等の許可若しくは認定を受けるべき事業又は届出を行うべき事業に該当する場合の当該施設における宿泊は、課税対象となります。このときの宿泊料金は、宿泊日ごとの宿泊料金が明確でないときは契約期間における宿泊料金を契約期間の宿泊数で除した額を宿泊料金とします。

例６　幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合

⇒　幼児、子ども、大人に関わらず宿泊税の課税対象となりますが、寝具の追加のない

無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合や課税免除の対象の場合には宿泊税は課税されません。

例７　キャンセルがあり、料金の支払いを受けた場合
⇒ 宿泊行為がないため、課税対象となりません

⑵ 宿泊者

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊する者をいいます。宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際の宿泊者が納税義務者となります。

３ 税額

宿泊税は、１人１泊あたりの宿泊料金に定率２％ が課税されます。
（税額 2,000 円が上限となります。）

※　宿泊料金とは、食事代や消費税等を除いた素泊まり料金（千円未満切り捨て）のことを言います。

※　市町村が宿泊税を課している場合は、
県税 0.8%（税額 800 円上限）、市町村税 1.2%（税額 1,200 円上限）となります。

４ 宿泊料金

宿泊税の課税対象は、宿泊料金を伴う宿泊です。

この場合の宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称に関わらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。

なお、宿泊料金の算出基準については、以下のとおりです。

【宿泊料金に含まれるもの】

○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意志に関わりなく請求されるもの

・清掃代
・寝具使用料、寝具クリーニング代
・入浴代
・寝衣代
・サービス料、奉仕料 等

【宿泊料金に含まれないもの】

○　以下については、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊税の算出の基礎となる宿泊料金から控除します。

・食事代

・遊興費

・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額

・消費税、地方消費税、入湯税等の税

・自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金

・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

・オプションとして支払った追加清掃代

・損害賠償金（備品の毀損・紛失、室内の汚れ等）

＜宿泊料金の判定の例＞

例１　宿泊施設による宿泊料金の割引・優待等があった場合

⇒　宿泊施設が宿泊者に対して割引、株主優待等により料金の一定の割合又は金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。

宿泊施設独自のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取扱いとします。

ただし、旅行会社やカード会社が旅行者にポイントを付与して、これにより値引きを行う場合は値引き前の金額を宿泊料金とします。

例２　補助金・助成金等（第三者からの支払）があった場合

⇒　補助金・助成金等の宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払いがある場合（自治体が実施する旅行支援など）で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した額を宿泊料金とします。

補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、宿泊料金に含みません。

例３　各種宿泊プランの取扱い

⇒　宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金（以下「食事料金等」といいます。）が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊　料金とします。

朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為を無料で提供する場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例４　企画旅行の取扱い

⇒　予め又は旅行者からの依頼により旅行計画を作成する企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている１人当たりの料金を宿泊料金とします。

例５　手配旅行の取扱い

⇒　手配旅行の場合も、企画旅行同様、宿泊施設と旅行業者との契約により定められている宿泊料金によります。ただし、宿泊施設と旅行業者との料金精算の際に、旅行業者が受けるべき販売手数料等をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。

（例）1泊1食付10,000円（税別、食事代2,000円込み）の宿泊商品を、旅行業者を経由して販売した時、旅行業者が11,000円（宿泊商品10,000円、旅行者から旅行業者に支払う手数料1,000円）で宿泊者に販売し、旅行業者の販売手数料1,500円が差し引かれた宿泊施設の収入が8,500円だった場合、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている１人当たりの宿泊料金となるため、宿泊商品10,000円から食事代2,000円を差し引いた8,000円が課税標準額となり、8,000円×２％＝160円が宿泊税額となります。

例６　連泊割引があった場合

⇒　連続して宿泊（以下「連泊」といいます。）をしたことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算をした金額を宿泊料金とします。

連泊期間を一括して割引を行った場合は、「宿泊日ごとの通常の宿泊料金」から「割引の金額を宿泊数で按分した料金」を差し引いた金額を宿泊料金とします。

例７　時間延長があった場合

⇒　ア　宿泊契約の場合

宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みません。ただし、宿泊施設がその延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、その料金を宿泊料金に含みます。

イ　休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

休憩その他これに類する利用に係る契約において、時間を延長して客室を利用したことにより課税対象となった場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

例８　税込み宿泊料金の取扱い

⇒　消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相

当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金の総額からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

例９　外貨建て取引による場合

⇒　外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（ＴＴＭ）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。

※　具体的な取扱いについては、「外貨建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じます。

例 10　１人当たりの料金が不明な場合

⇒　１室を単位として料金が設定されているなど１人当たりの宿泊料金が不明な場合は、室１泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を１人当たりの宿泊料金とします。（下例ア・イ）

＜留意点＞

・　エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合で、追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、その追加料金を宿泊料金の総額に加算します。（下例ウ）

・　幼児、子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となりますが、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。（下例エ）

・　宿泊料金の総額に幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代その他の特定の宿泊者に帰属することが明らかな料金が含まれる場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に取り扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します。（下例オ）

例）１室税抜き 15,000 円（ツインルーム）の場合

宿泊例	宿泊料金／人	宿泊税 （課税標準額×２％×課税対象人数）
ア　１人で宿泊（いわゆるシングルユース）	15,000 円÷１人= 15,000 円	15,000 円×２％×１人＝ 300 円
イ　２人で宿泊	15,000 円÷２人= 7,500 円	7,000 円（千円未満切捨）×２％ ×２人＝280 円
ウ　３人で宿泊（エキストラベッド 7,000 円を追加）	（15,000 円＋7,000 円） ÷３人=7,333 円	7,000 円（千円未満切捨）×２％ ×３人＝420 円
エ　大人２人、子ども１人（添い寝無料、寝具の追加なし）で宿泊　※宿泊無料の子どもは課税対象外	15,000 円÷２人= 7,500 円	7,000 円（千円未満切捨）×２％ ×２人＝280 円

オ　大人２人、乳児１人（ベビーベッド3,000円を追加）で宿泊　※乳児１人分は別に取り扱う	15,000円÷２人= 7,500円 3,000円÷１人= 3,000円	7,000円（千円未満切捨）×２％ ×２人＝280円 3,000円×２％×１人＝60円 280円＋60円＝340円

例11　清掃料金を強制的に徴収している場合

⇒　宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。

なお、連泊のときは、「宿泊日ごとの通常の宿泊料金」に「その清掃料金を宿泊数で按分した料金」を加算して１泊当たりの宿泊料金を算出します。

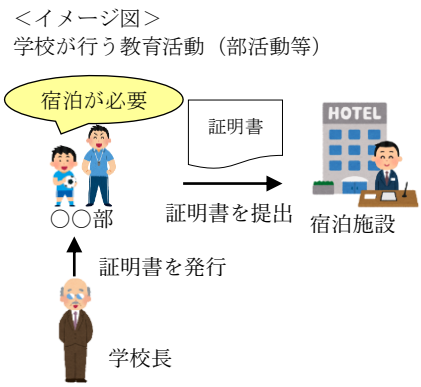
5　課税免除

⑴　学校の教育活動に伴う宿泊

①　対象者

学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）における学生等又は引率者

右記施設に通う児童・学生	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
引率者	・学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者 ・部活動等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等



【課税免除の対象者の例】

- 生徒等の引率を行う学校関係者である教員や部活動指導員
- 部員、監督、コーチ、マネージャー、スコアラー
- 心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者

【課税免除の対象外の例】

- 旅行業者の添乗員、カメラマン、運転手、ガイド
- 応援のための保護者、審判など

②　対象となる教育活動

- 通信制の課程で行う面接指導（スクーリング）
- 修学旅行、林間学校、臨海学校、その他これらに相当する学校行事
- 部活動
- 部活動以外による学校を代表した大会への参加

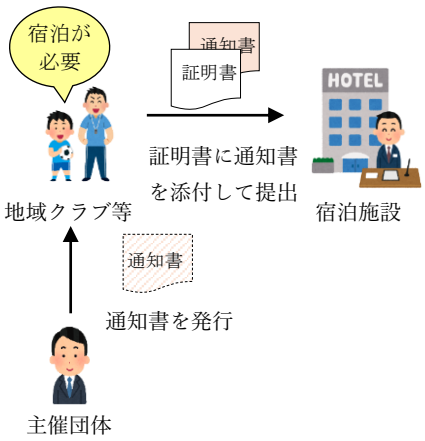
⑵　スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊

①　対象者

下記②の大会に参加する学生等又は引率者

右記施設に通う児童・学生	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
引率者	・引率を行う関係者 ・クラブチーム等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等

＜イメージ図＞
地域クラブ等が大会に出場する場合



【課税免除の対象者の例】

- クラブチーム等の選手の引率を行う指導員
- クラブチーム等選手、監督、コーチ、マネージャー、スコアラー
- 心身の障害等により介助を必要とする選手等の介助をする看護師や保護者

【課税免除の対象外の例】

- 旅行業者の添乗員、カメラマン、運転手、ガイド
- 応援のための保護者、審判など

②　対象となる大会

次の団体が主催する大会

- 地方公共団体
- 公益財団法人日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体
- 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟及び沖縄県中学校体育連盟及び県内各地区の中学校体育連盟
- 公益法人等及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等

＜手続きについて＞

上記の課税免除に関して、（１）については「学校の教育活動であることの証明書（学校用）」、（２）については「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書（地域クラブ等用）」及び「宿泊税課税免除申請に係る大会通知書」を宿泊者から受領することが必要です。なお、当該証明書は、宿泊施設において５年間保存をお願いします（申告納入の際に、提出していただく必要はありません）。

※　課税免除となる宿泊人数について、宿泊予定数を記入していたが、当日に欠席者が出たため、変更となる場合は、人数の後ろに（うち○人欠席）と補記していただき、実際に宿泊した人数がわかるようにしてください。

●学校の教育活動であることの証明書（学校用）

【規則第１号様式】

学校の教育活動であることの証明書（学校用）

宿　泊　日	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日　（　　）泊
活動の種類	□　通信制の課程で行う面接指導（スクーリング）（規則第３条第１号） □　修学旅行、林間学校、臨海学校その他これらに相当する学校行事（規則第３条第２号） □　部活動（規則第３条第３号） □　部活動以外による学校を代表した大会への参加（規則第３条第４号）
宿泊施設名称	
課税免除となる宿泊人数 （引率者含む。） 下記注意事項３、４を参照ください。	
備　　考	

上記の宿泊については、沖縄県宿泊税条例第４条第１号及び沖縄県宿泊税条例施行規則第３条第１項に規定する学校の教育活動に該当するものであることを証明します。

令和　　年　　月　　日

住　所　地

学校名

学校長名　　印

注１　該当箇所の□にチェック☑を記入してください。
　２　印刷し、手書きしていただいても結構です。
　３　課税免除となる宿泊人数には、学校が行う教育活動に参加している方及び引率の方を含みます。
　４　引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
　５　学校長以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印公文書偽造罪、有印公文書変造罪、公電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。

●日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書（地域クラブ等用）

【規則第２号様式】

日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための
宿泊であることの証明書（地域クラブ等用）

宿　泊　日	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日	（　　）泊
大会名		
大会の主催団体	□　地方公共団体 □　公益財団法人日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体（中体連を除く。） □　公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟及び県内各地区の中学校体育連盟 □　公益法人等及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等（スポーツに係る活動を行っている団体を除く。）	
宿泊施設名称		
課税免除となる宿泊人数 （引率者含む。） 下記注意事項３、４を参照ください。		
備　　考		

上記の宿泊については、沖縄県宿泊税条例第４条第２号及び沖縄県宿泊税条例施行規則第３条に規定する公益財団法人日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることを証明します。

令和　　年　　月　　日

住　所　地

地域クラブ等の団体名

代表者
（個人の参加にあっては
当該個人の指導者）　　印

【記載にあたっての注意事項】
1　該当箇所の□にチェック☑を記入してください。
2　印刷し、手書きしていただいても結構です。
3　課税免除となる宿泊人数には、学校が行う教育活動に参加している方及び引率の方を含みます。
4　引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
5　公益法人等とは、沖縄県宿泊税条例施行規則第３条第２項第４号で定める公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）、一般財団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）及び特定非営利活動法人を指します。
6　主催団体が発出する大会開催日等の通知文を添付すること。
7　地域クラブ等のチーム代表者以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪、私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。

●宿泊税課税免除申請に係る大会通知書（添付資料）

【規則第３号様式】

宿泊税課税免除申請に係る大会通知書	
大会名	
大会開催期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
主催団体の種別	□　地方公共団体 □　公益財団法人日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体（中体連を除く。） □　公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟及び県内各地区の中学校体育連盟 □　公益法人等及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等（スポーツに係る活動を行っている団体を除く。）

上記の内容で大会を開催することを通知します。

主催団体

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

団体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

注１　本通知書は、別途作成される「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書(地域クラブ用)」に添付して、宿泊施設に提出してください。

２　公益法人等とは、沖縄県宿泊税条例施行規則第３条第２項第４号で定める公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）、一般財団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）又は特定非営利活動法人を指します。

⑶　外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととしています。

なお、具体的な取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

＜参考＞

①　課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

②　課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

【課税免除の手続】

①　外国大使等より、宿泊に際し消費税の免除のための「消費税免除カード」の提示を受けてください。

②　消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税も課税免除となります。

第３章 特別徴収義務者の登録等

宿泊事業者は、宿泊施設の経営の開始、変更、廃止等の際には、宿泊施設ごとに次の手続きが必要となります。これは、沖縄県が宿泊税に係る事務の執行に当たり、特別徴収義務者及び宿泊施設の状況を把握しておく必要があることから、宿泊事業者に提出していただくものです。

１ 特別徴収義務者としての登録

⑴ 登録の申請

新たに宿泊施設の経営を開始するため旅館業の許可を受けた場合又は住宅宿泊事業の届出をした場合は、経営を開始しようとする日の５日前までに特別徴収義務者としての登録の申請を行ってください。

なお、特別徴収義務者としての登録がない場合でも、宿泊事業者は宿泊税の申告納入を行う必要があります。

【申請時の提出書類】

①	宿泊税特別徴収義務者登録申請書	
②	経営者が法人の場合	現在登記事項証明書
	経営者が個人の場合	本人確認書類の写し （マイナンバーカードの表面及び裏面の写しなど） ※　マイナンバーカードをお持ちでない方は、次ページ参照
③	旅館業法の場合	旅館業法営業許可証の写し （旅館業法に基づき営業者の地位を承継した者にあっては承継承認書も併せて添付）
	特区民泊の場合	特定事業認定書の写し
	住宅宿泊事業法の場合	届出番号及び建物の所在地が確認できる書面の写し （例：届出番号通知書、民泊ポータルサイト内民泊制度運営システム（業者）画面の写しなど）

施設の実質的な経営者が営業許可等を受けている方と異なる場合は、上記①～③に加えて以下の書類を添付してください。

④	実質的経営者である旨の申立書
⑤	宿泊事業者と実際にその宿泊施設の経営に責任を有している者の間で締結した委託契約書等の写し

＜本人確認書類の写し＞　※原本を提出しないようご注意ください。

■マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

・マイナンバーカードの表面及び裏面の写し

■マイナンバーカードをお持ちでない方

「Ⅰ 番号確認書類」の写しと「Ⅱ 身分確認書類」の写し

Ⅰ 番号確認書類 （以下のいずれか１つ）		Ⅱ 身元確認書類 （以下のいずれか１つ）
ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し ・通知カード（※現在の氏名・住所等が記載されている場合に限る） ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（※マイナンバーの記載があるものに限る）	＋	記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し ・運転免許証　・パスポート ・身体障害者手帳　・在留カード ・公的医療保険の資格確認書（※写しの保険者番号及び被保険者等記号、番号部分を復元できない程度に塗り潰す）

⑵ 特別徴収義務者証票の交付

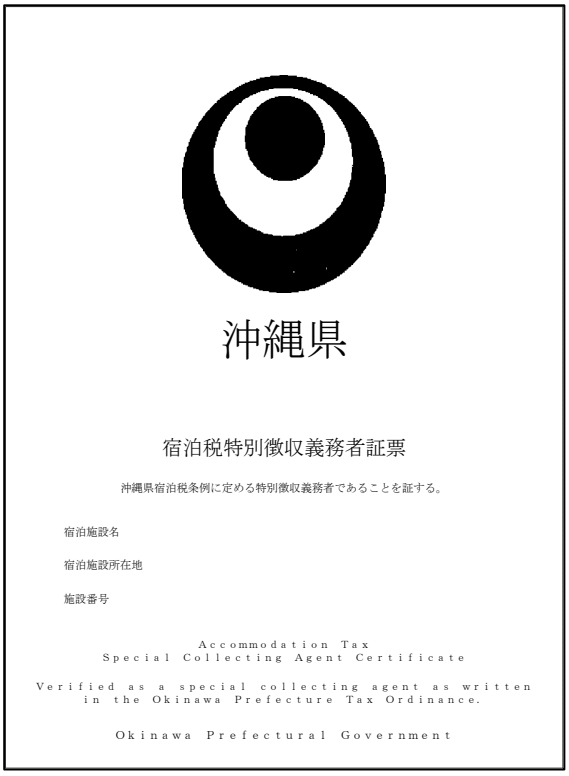
特別徴収義務者としての登録後に、「宿泊税特別徴収義務者証票」（以下「証票」といいます。）が交付されます。

この証票は、宿泊者の見やすい場所に掲示する必要があります。

フロントが複数ある場合など、複数証票が必要なときは必要枚数交付しますので、フロント等公衆の見やすい場所に証票を掲示してください。

証票を亡失したときは、「宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書」を那覇県税事務所に提出し、再交付の申請を行ってください。

●宿泊税特別徴収義務者証票


沖縄県

宿泊税特別徴収義務者証票

沖縄県宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

宿泊施設名

宿泊施設所在地

施設番号

Accommodation Tax
Special Collecting Agent Certificate

Verified as a special collecting agent as written in the Okinawa Prefecture Tax Ordinance.

Okinawa Prefectural Government

2 特別徴収義務者の登録事項の変更等

⑴ 登録事項の変更

特別徴収義務者として登録している事項に変更があった場合は、登録事項の変更の届出を行ってください。

【届出時の提出書類】

① 宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書

② 変更の内容を確認できる書類の写し

⑵ 登録事項の変更に該当しない事由

次のいずれかの事由により特別徴収義務者に変更があったときは、変更の届出ではなく、既登録の特別徴収義務者による経営廃止の届出と新たな特別徴収義務者による新規の登録申請を行ってください。

- 営業譲渡、相続又は贈与
- 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- 会社分割による別法人への業務の承継
- 個人事業者の法人への変更
- 法人の解散による個人事業者への変更
- 特別徴収義務者の変更（実質的経営者への登録変更等）
- その他上記に類する事由

⑶ 宿泊施設の休止又は再開

宿泊施設の経営を１か月以上休止する場合は、事前に届出を行ってください。

休止とは、改装その他の理由により経営を行わない状態で、その後再開が見込まれるものをいいます。

また、休止期間を定めずに経営を休止した場合で、経営を再開しようとするときは、再開の届出を行ってください。

なお、休止の日までに徴収すべき宿泊税は、定められた期限までに申告納入を行う必要があります。

【届出時の提出書類】

① 経営休止・再開・廃止届出書

② 旅館業法の届出等又は休業(再開)のお知らせ等の休止又は再開を確認できる書類(写し)

⑷ 宿泊施設の経営の廃止

宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から 10 日以内に届出を行ってください。

また、廃止の日までに徴収すべき宿泊税は、廃止の日から 10 日以内に申告納入を行う必要があります。

【届出時の提出書類】

① 経営休止・再開・廃止届出書

② 旅館業法の届出等又は登記事項証明書（閉鎖事項全部証明書）等の廃止を確認できる書類（写し）

③ 登録時に交付された宿泊税特別徴収義務者証票

第４章 宿泊税の申告納入

１ 申告納入

⑴ 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、那覇県税事務所（※）に提出し、併せてその税額を「宿泊税納入書」により納入してください。（様式については P47～P52 参照）

※　市町村宿泊税を課している下記市町村については、市町村宿泊税と併せて当該市町村を通じて申告納入していただくことになります。詳細についてはそれぞれの市町村の担当にお問い合わせください。対象となる市町村は、下記のとおりです。

お問い合わせ先については、「第６章－５　申告書等の提出・お問い合わせ先」をご参照ください。

市町村宿泊税を課する市町村	石垣市、名護市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町

施設の経営を廃止した場合は、廃止した日から 10 日以内に申告納入してください。

なお、期限後に申告納入をされた場合、本来の税額のほか、延滞金や加算金が加算される場合があります。

※　月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。

※　12 月の申告納入期限は翌年１月４日（この日が土曜日又は日曜日に当たるときは、次の平日）です。

⑵ 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請し、指定を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、次表のとおり、３か月分をまとめた年４回の申告納入期限となります。

なお、申告納入期限の特例を受けた施設の経営を廃止した場合は、廃止の日までに徴収すべき宿泊税について、廃止の日から 10 日以内に申告納入してください。

宿泊のあった月	申告納入期限	（特例適用の申請期限）
３月分、４月分、５月分	６月末日	（２月末日）
６月分、７月分、８月分	９月末日	（５月末日）
９月分、10 月分、11 月分	12 月末日	（８月末日）
12 月分、１月分、２月分	３月末日	（11 月末日）

＜適用開始月の注意点＞

- 指定後、適用開始月（３月、６月、９月、12 月のいずれか）を記載した「指定通知書」を送付します。
- 指定通知書に記載の適用開始月は、上記の表の「宿泊のあった月」を指します。
- 適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

① 指定の要件

ア 適用を受けようとする年度の初日の属する年の前々年 12 月から前年 11 月まで（以下、「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税の月平均納入金額が 30 万円以下であること。ただし、対象期間における納入実績が１年に満たない場合は、申請書の提出月の前３か月の宿泊に係る納入すべき宿泊税額の月平均納入金額が 30 万円以下であること。

イ 当該宿泊施設の旅館業法第３条第１項の規定による許可を受け、若しくは国家戦略特別区域法第 13 条第１項で規定する特定認定を受け、又は住宅宿泊事業法第３条第１項の規定による届出を行ってから１年を経過し、かつ、特別徴収義務者となってから３月を経過していること（条例第８条第２項の規定により特別徴収義務者として指定を受けた者にあっては、当該指定を受けた日から１年を経過していること。）。

ウ 過去に本特例の指定取消しを受けた場合は、当該取消しの日から１年を経過していること。

エ 適用年の前年の１月１日以後において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。

オ 適用年の前年の１月１日以後において、県税に係る徴収金を滞納していないこと。

カ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

上記の要件イから、申請を行えるようになる日は、次のとおりとなります。

※ 納入実績が３か月あることが前提となります。

許可（届出・認定）年月日	申請が可能となる日
Ｒ８年５月１日以前の宿泊施設	Ｒ９年５月２日以降 ※４月宿泊分（５月末納期分）納入後
Ｒ８年５月２日以降の宿泊施設	許可（届出）年月日から１年が経過した日 （例 許可（届出）年月日がＲ８年５月２日であれば、Ｒ９年５月３日）

② 申請方法

指定を希望する場合は、「宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定申請書」を那覇県税事務所に提出してください。

※ 申請書の審査には、２週間程度を要します。

※　申請は宿泊施設ごとに行う必要があります。

※　指定を受けた方は、指定が取り消されない限り、翌年度以降も継続となります。

③　指定通知・特例の適用開始月

審査のうえ、指定又は不指定を通知します。

なお、特例の適用については、指定通知書に記載された特例の適用開始月からとなります。「宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定申請書」を提出していても、特例の適用開始月までは原則どおり毎月申告納入が必要となりますのでご注意ください。

④　指定の取消し

特例指定の要件を満たさなくなったと認められる場合は、当該年度末までに特例の指定の取消しを通知します。

⑶　宿泊税納入申告書

申告期限までに「宿泊税納入申告書」に、宿泊のあった月における宿泊税の課税対象となる宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額を記入し、提出してください。

また、「宿泊税納入申告書」には、宿泊税の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」を添付してください。「宿泊税月計表」は記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。

※　納入申告書は、納入書とあわせて毎年１年分をまとめてお送りします。

※　地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）を利用されている方で、納入申告書及び納入書の送付が不要な方は、申し出ていただければ、翌年度から送付を中止します。

①　提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

ア　地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）で申告する。

イ　那覇県税事務所に郵便又は信書便で送付する。

※　郵送による提出があった場合は、消印の日付を提出日として取り扱います。

ウ　那覇県税事務所の窓口に持参する。

②　注意点

ア　申告すべき宿泊税額が０円の場合も申告書及び月計表の提出が必要です。

イ　申告書は、宿泊施設ごとに作成する必要があります。

ウ　申告納入期限の特例が適用されている場合は、１枚の申告書に３か月分の申告内容を記入してください。

エ　特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただくこととなります。

⑷　宿泊税納入書

申告された宿泊税は、納入期限までに「宿泊税納入書」により沖縄県に納入してください。納入は、下記の金融機関等で行ってください。

なお、電子納付を行う場合は、地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）を利用した電子申告を行う必要があります。

※　納入書は、納入申告書とあわせて毎年１年分をまとめてお送りします。

※　地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）を利用されている方で、納入申告書及び納入書の送付が不要な方は、申し出ていただければ、翌年度から送付を中止します。

＜注意点＞

・　１か月分ごとに１枚作成してください（申告納入期限の特例を適用している場合は３か月分を１枚にまとめて作成してください）。

・　納入書は、宿泊施設ごとに作成してください。

・　合計欄の記入を誤ったものはご利用いただけませんので、予備（申告年月が空白のもの）に必要事項を記入し、ご利用ください。予備がなくなった場合は、那覇県税事務所にお問い合わせください。

【窓口納入ができる金融機関等】

区分	名称
取扱金融機関	琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行、 沖縄県内のゆうちょ銀行又は郵便局
沖縄県納入窓口	沖縄県内の県税各事務所等

※ 地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）による電子納付ができる金融機関は、ｅＬＴＡＸのホームページ
https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/
によりご確認ください。

⑸ 複数施設の合算申告納入

同一事業者が複数の宿泊施設を経営する場合で、以下のすべての要件を満たすときには必要書類を提出し、要件に合致するときは、これらの施設に係る宿泊税を合算して申告納入することができます。

① 適用の要件

ア 複数の施設の所在地が同一市町村内であること

イ 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在すること

ウ 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができないこと

② 手続き

必要事項を記入した「宿泊税合算申告納入の届出書」に、同一敷地内又は隣接する敷地に存在することを確認できるもの（地図等）を添付のうえ、那覇県税事務所に提出してください。

なお、一度合算申告納入が認められた施設は、取り消されない限り継続の手続きは必要ありません。

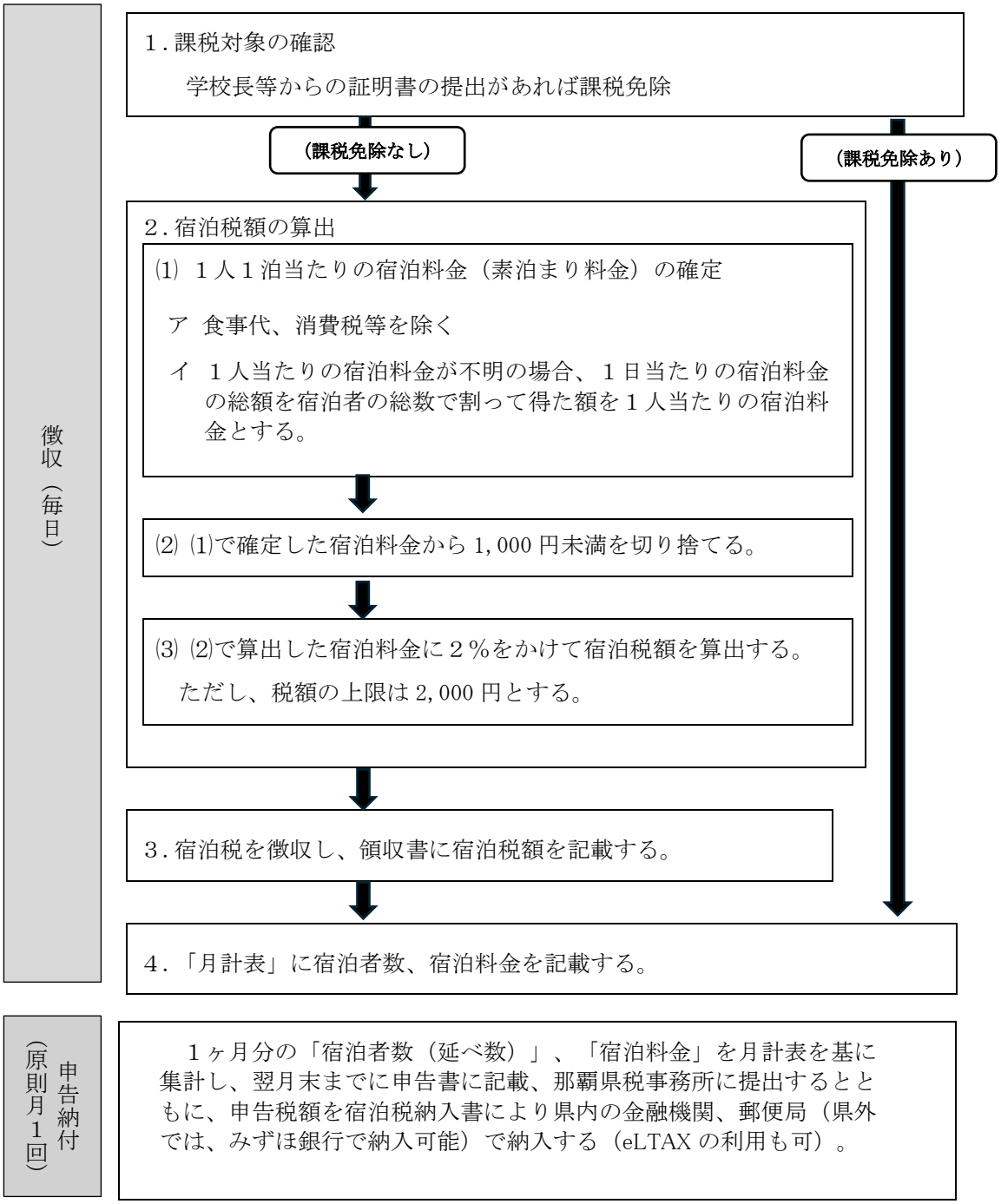
提出期限と適用開始日は以下の表のとおりです。

区分	提出期限	適用開始日
新たに特別徴収義務者となった場合	申告すべき最初の月の前月の末日	申告すべき最初の月
既に合算申告の適用を受けている特別徴収義務者が、新たに施設を登録し、当該施設についても適用を希望する場合	当該施設について申告すべき最初の月の前月の末日	当該施設について申告すべき最初の月
上記以外	適用を受けようとする月の前月の末日	適用を受けようとする月

＜注意事項＞

条例第 10 条第２項による申告納入期限の特例の適用要件「年税額 360 万円（月平均税額 30 万円）」の判定にあっては、合算した複数の宿泊施設の合計税額により判定されます。

⑹　宿泊税に係る特別徴収義務者（宿泊事業者）の業務の流れ



2　納入義務の免除・還付

⑴　納入義務の免除

特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。

【納入義務の免除となる例】

・　宿泊者や旅行業者が破産、整理等の法的手続きに入り支払い不能となったため、宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなった場合

・　宿泊者の死亡、刑の執行等により宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなった場合

・　特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の納入ができなくなった場合

⑵　還付

⑴の場合に該当し、既に宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に県税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

⑶　申請の手続き

納入義務の免除・還付を受けようとする場合は、宿泊施設ごとに申請してください。

【申請時の提出書類】

①　宿泊税の（還付・納入義務の免除）申請書

②　宿泊税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証明する書類

3　更正の請求

⑴　更正の請求とは

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告した場合、更正の請求をすることができます。

更正の請求ができる期間は、原則として納入期限から５年以内です。

なお、申告納入期限の特例を受けている場合は、その特例納入期限から５年以内です。

⑵　請求の手続き

更正の請求は「更正の請求書」に理由を明記し、正しい宿泊数を記載した「宿泊税月計表」を添付のうえ、那覇県税事務所に提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

※　更正の請求については、地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）を利用した電子での申請も可能です。

第５章 適正な申告納入のために

１ 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、沖縄県宿泊税条例の規定により特別徴収義務者は、帳簿の備付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

⑴ 帳簿の記載及び保存

① 記載事項

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額

なお、上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。

② 保存期間

申告納入期限の翌日から５年間

⑵ 書類の作成及び保存

① 作成要件

宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの

② 保存期間

申告納入期限の翌日から５年間

⑶ 電磁的記録（電子データ）による保存等

特別徴収義務者が最初の記録段階から一貫して電子計算機（ＰＣ等）を使用して帳簿書類を作成する場合で、沖縄県宿泊税条例に定める要件を満たすときは、これらの電磁的記録をもって、帳簿書類の作成、備付け及び保存に代えることができます。

２ 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、担当職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いします。

３ 更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告納入がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「宿泊税更正（決定）通知書」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

4 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

	内容	割合 （増差税額に対する）	不適用・割合の軽減
過少申告加算金	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	１０％ （期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い金額を超える部分） １５％	・正当な理由がある場合⇒不適用 ・更正を予知しない修正申告の場合⇒不適用
不申告加算金	①期限後申告・決定があった場合 ②期限後申告・決定について修正申告・更正があった場合	１５％（注２） （50 万円超 300 万円以下の部分） ２０％（注２） （300 万円超の部分） ３０％（注２）	・正当な理由がある場合⇒不適用 ・期限後１か月以内にされた一定の期限後申告の場合⇒不適用 ・更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合⇒５％
重加算金	仮装・隠蔽があった場合（注１）	（期限内に申告をしている場合） ３５％（注２） （申告しなかった場合又は期限後に申告した場合） ４０％（注２）	

（注１）　令和７年１月１日以後においては、仮装・隠蔽したところに基づく「更正請求書」を提出した場合も含む。【令和６年度改正】

（注２）　過去５年内に、不申告加算金（更正・決定予知によるものに限る。）又は重加算金を課されたことがあるときは、10%加算【平成 28 年度改正】

上記の場合に加え、前年及び前々年分の当該地方税について、以下の場合についても 10%加算【令和５年度改正】

- 不申告加算金（更正・決定予知によるものに限る。）又は重加算金（不申告加算金に代えて徴収されるものに限る。）を課されたことがあるとき
- 不申告加算金（更正・決定予知によるものに限る。）又は重加算金（不申告加算金に代えて徴収されるものに限る。）の賦課決定をすべきと認めるとき

5 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、次のとおり延滞金がかかります。

納入期限の翌日から１か月を経過する日までの割合	税額に年 7.3%の割合を乗じて計算した額 ただし、延滞金特例基準割合(※)が年 7.3%未満の場合は、その年内は延滞金特例基準割合に年１%の割合を加算した割合と年 7.3%のいずれか低い割合となります。
納入期限の翌日から１か月を経過した日以後の割合	税額に年 14.6%の割合を乗じて計算した額 ただし、延滞金特例基準割合が年 7.3%未満の場合は、その年内は延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合となります。

※　延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除した割合として各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が示す割合に、年１%の割合を加えた割合をいいます。

6 不服申し立て

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に沖縄県知事（※）に対して文書により審査請求をすることができます。

⑴ 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の指定・解除
- 納入義務免除(還付)の決定
- 申告納入期限の特例適用の不承認・取消　等

⑵ 手続き

所定の事項を記載した審査請求書正副２通を、沖縄県知事（※）に提出してください。

なお、審査請求書は那覇県税事務所（※）を通じて提出してください。

※　市町村宿泊税を課している下記市町村については、それぞれの市町村の担当にお尋ねください。対象となる市町村は、下記のとおりです。

お問い合わせ先については、「第６章－５　申告書等の提出・お問い合わせ先」をご参照ください。

市町村宿泊税を課する市町村	石垣市、名護市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町

7 罰則、滞納処分等

宿泊税に関する罰則や滞納処分等については、沖縄県宿泊税条例や地方税法等の法令に基づき取り扱います。

【罰則】

法令等	条項	内 容	罰　則	
			拘禁刑	罰金
宿泊税条例	第16条	帳簿の記載義務違反等に関する罪 証票の掲示義務違反等に関する罪	１年以下	50万円以下
県税条例	第７条	納税管理人に係る不申告に関する過料	10万円以下(過料)	
地方税法	第21条	不納せん動に関する罪	３年以下	20万円以下
	第22条の２	虚偽の更正の請求に関する罪	１年以下	50万円以下
	第733条の５	検査拒否等に関する罪	１年以下	50万円以下
	第733条の７	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	なし	30万円以下
	第733条の21	脱税等に関する罪	５年以下	100万円以下
	第733条の25	滞納処分に関する罪	３年以下	250万円以下
	第733条の26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	１年以下	50万円以下
	第733条の26の２	滞納処分に関する虚偽の陳述の罪	６月以下	50万円以下

【滞納処分等】

法令等	条項	内容	率(※地方税法本則の規定)
地方税法	第733条の17	不足金額及びその延滞金の徴収	7.3%又は14.6%
	第733条の18	過少申告加算金及び不申告加算金	５～30%
	第733条の19	重加算金	35%又は40%
	第733条の20	納期限後に納付し、又は申告納入する法定外目的税の延滞金	7.3%又は14.6%
	第733条の24	滞納処分	－

第６章 その他

１ 領収書等への表示

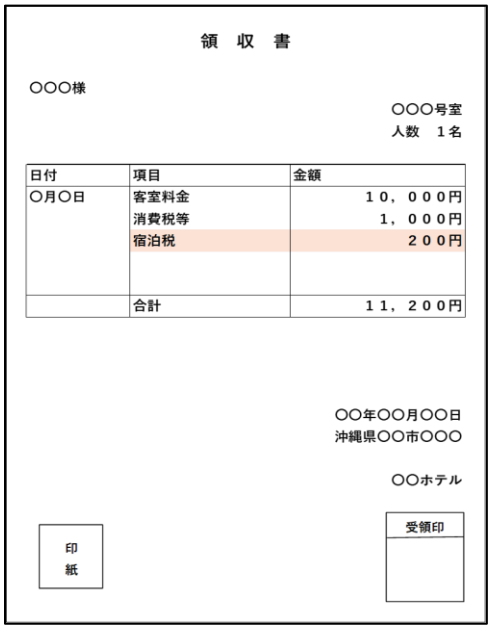
領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。消費税の詳しい取扱いは税務署までお問い合わせください。

【表示例１：客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合】

＜合計の内訳に宿泊税額を計上する場合＞



領　収　書

○○○様

○○○号室
人数　1名

日付	項目	金額
○月○日	客室料金	１０，０００円
	消費税等	１，０００円
	宿泊税	２００円
	合計	１１，２００円

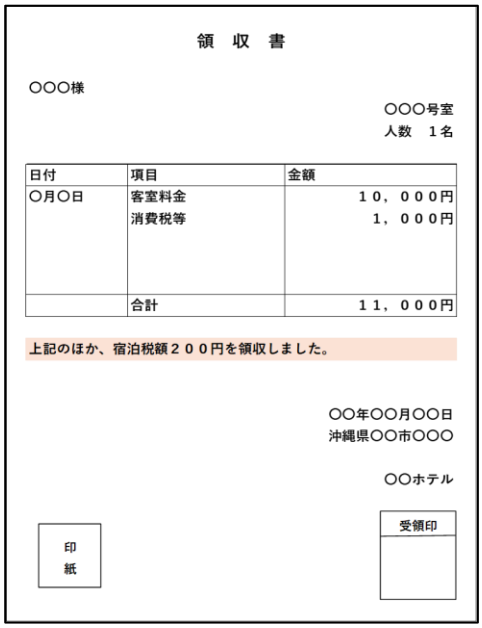
○○年○○月○○日
沖縄県○○市○○○

○○ホテル

印紙

受領印

＜宿泊税額を別に計上する場合＞



領　収　書

○○○様

○○○号室
人数　1名

日付	項目	金額
○月○日	客室料金	１０，０００円
	消費税等	１，０００円
	合計	１１，０００円

上記のほか、宿泊税額２００円を領収しました。

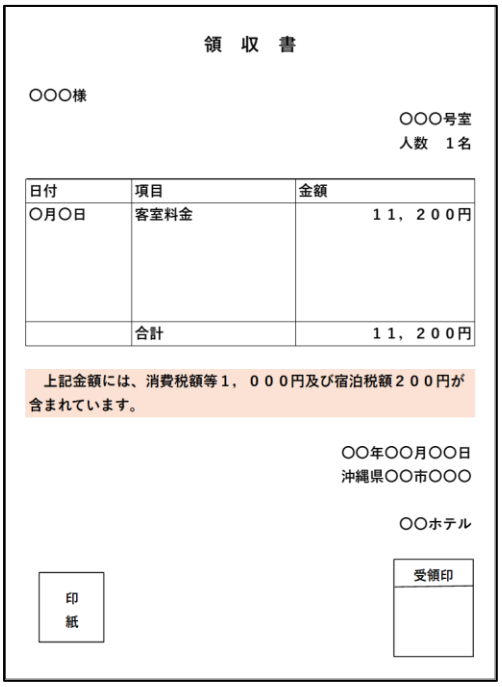
○○年○○月○○日
沖縄県○○市○○○

○○ホテル

印紙

受領印

【表示例２：客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合】



領　収　書

○○○様

○○○号室
人数　1名

日付	項目	金額
○月○日	客室料金	１１，２００円
	合計	１１，２００円

上記金額には、消費税額等１，０００円及び宿泊税額２００円が含まれています。

○○年○○月○○日
沖縄県○○市○○○

○○ホテル

印紙

受領印

2 特別徴収義務者報償金

⑴ 交付の目的

宿泊税は、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、沖縄県へ申告納入することとしており、特別徴収義務者には新たな事務に要する負担が発生します。

このため、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を特別徴収義務者に特別徴収義務者報償金として交付することで、宿泊税の賦課徴収の円滑な運営を図り、納期内納入の促進に資することを目的としています。

⑵ 交付の対象

沖縄県で登録されている宿泊税の特別徴収義務者

⑶ 算定期間

前年度の４月～３月申告納入分

⑷ 交付の基準及び交付額

算定期間において、申告納入期限までに申告納入された金額の合計額に 2.5%（施行当初から５年間は 3.0%）を乗じて得た額。１円未満切り捨て。　※施設ごとに算定

⑸ 交付の手続き

交付請求手続きは不要です。算定期間内の納期内納入額を基準として毎年８月末頃に交付します。

3 電子申告等（ｅＬＴＡＸ）

ｅＬＴＡＸ（エルタックス）とは、「地方税共同機構」が開発・運営する、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うことができるシステムです。

ｅＬＴＡＸ対応ソフトウェアである「PCdeskNext」を利用することで電子申告・電子申請が可能となり、申告後に「PCdesk」（DL 版又は Web 版）を利用することで電子納付が可能となります。具体的な操作方法については PCdeskNext 特設ページをご覧ください。

eLTAX のホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp/
PCdeskNext 特設ページ（※スマホ利用不可）	https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816
eLTAX のよくある質問	https://eltax.custhelp.com/
eLTAX 利用時間	8 時 30 分から 24 時まで

※　eLTAX 利用時間について、時期により変動することがあります。詳しくは eLTAX のホームページの運転スケジュールをご覧ください。

⑴　利用届出について

ｅＬＴＡＸから電子申告・電子納付を行うためには、申告を行う施設ごとに利用届出を行い「利用者ＩＤ」の取得が必要です。

※ 本人確認のため、マイナンバーカードや、法人の商業登記電子証明書などの電子証明書が必要です。マイナンバーカードなどのＩＣカードを使用するためには、別途ＩＣカードリーダが必要になります。

⑵　申告納入について

「PCdeskNext」から電子申告してください。申告納入期限等については「第４章 宿泊税の申告納入」をご確認ください。

⑶　申告納入以外の申告・申請等について

「PCdeskNext」から以下の手続きについて、eLTAX を利用して行うことができます。

- 宿泊税申告納入期限等の特例承認申請書の提出
- 宿泊税更正請求書の提出
- 宿泊税還付・納入義務免除申請書の提出
- 各種届出書等の提出

⑷　電子納付について

電子納付とは、納税者や特別徴収義務者がインターネット等を利用して地方公共団体へ税金を電子的に納付・納入する仕組みです。

「PCdesk」から、ダイレクト納付、インターネットバンキング、ATM、クレジットカードにより電子納付することができます

4　申告書等の記入方法

(1)　宿泊税特別徴収義務者登録申請書

【規則第５号様式】

【事例①】「申請者」と「許可等名義人」が同一の場合

受付印

1

令和
●年●月●日

沖縄県
那覇県税事務所長　殿

2

（申請者）特別徴収義務者

個人番号又は法人番号（右詰で記載）	●●●●●●●●●●●●●
住所又は所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
フリガナ	オキナワケンチョウホテルズ　オキナワ　タロウ
氏名又は名称及び代表者名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 代表取締役　沖縄　太郎
応答部署名及び担当者氏名	総務課 担当（安谷屋）　電話　098－866－2101

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

沖縄県宿泊税条例第９条第２項の規定による申請書を下記のとおり提出します。

3　宿泊施設等の

住所又は所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２	電話　098－866－2101
フリガナ	オキナワケンチョウホテルズ　オキナワ　タロウ	
氏名又は名称（法人にあっては代表者氏名）	沖縄県庁ホテルズ株式会社　代表取締役　沖縄　太郎	
種別	■旅館・ホテル　□簡易宿所　□特区民泊　□住宅宿泊事業	
許可（届出）年月日	昭和　・　平成　・　令和（○）　●年　●月　●日	
許可（届出）番号	第●●●●号	
許可等名義人との関係	同一	

4　施設

所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２	電話　098－866－2101
フリガナ	オキナワケンチョウホテル	
名称又は届出番号	沖縄県庁ホテル	
概要	客室数　●●室	収容人員　●●名
経営開始（予定）年月日	令和●年●月●日	
住宅宿泊事業における管理業者	住所	電話　－　－
	氏名又は名称	

5　共同事業者

共同事業者の有無	有　・　無	
住所又は所在地		電話　－　－
フリガナ		
氏名又は名称（法人にあっては代表者氏名）		

6　送付先の書類

住所又は所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２	電話　098－866－2101
フリガナ	オキナワケンチョウホテルズ　アダニヤ	
氏名又は名称（法人にあっては代表者氏名）	沖縄県庁ホテルズ株式会社　総務課　担当（安谷屋）	

※処理事項	通知年月日	施設番号（課税番号）	備考
	年　月　日	7	

注１　※印の欄は、記入する必要はありません。
　２　複数の施設を有する場合は、施設ごとに申請書を提出してください。

1 「提出年月日」欄

・申請書の提出年月日を記入してください。

2 「申請者」欄

・法人の場合は法人番号、個人の場合はマイナンバーを必ず記載してください。

・特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者（実質的経営者を含む）の住所又は所在地、氏名又は名称を記載してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記載してください。

・申請に係る応答部署名及び担当者氏名を記入してください。

3 「宿泊施設の営業許可等」欄

・宿泊施設の営業許可を受けた方や住宅宿泊事業の届出を行われた方の住所又は所在地、電話番号、氏名又は名称を記入してください。法人の場合には法人名に加え、 代表者の職、氏名も併せて記入してください。

・種別の欄は、該当する種別に〇を付けてください。

・許可（届出）年月日、許可（届出）番号の欄には、旅館業営業許可書又は住宅宿泊事業標識に記載されている許可（届出）年月日、番号を記入してください。

・許可等名義人との関係を記入してください。

4 「施設」欄

・宿泊施設の所在地、電話番号、名称、客室数、収容人数、施設の営業を開始した(する)日を記入してください。

・住宅宿泊管理業者へ委託している場合は、管理業者の住所又は所在地、電話番号、氏名又は名称及び代表者氏名を記入してください。

5 「共同事業者」欄

・共同事業者の有無について〇を付けてください。ここでいう「共同事業者」とは、共同事業に関する契約書や役員回答の議事録等で定められている共同事業者をいいます。特別徴収義務者以外の共同事業者について記入してください。

・記入すべき共同事業者が２名以上の場合は、任意様式により全員分を記入した別紙を添付してください。

6 「書類の送付先」欄

・申告についての問い合わせ、関係書類を送付する場合のあて先を担当部署名まで記入してください。直通電話番号等があれば記入してください。

7 「備考」欄

・その他、必要に応じて記入してください(吸収合併による新規登録の場合の前事業者の法人名や複数証票が必要なときの必要枚数等)。

（前項の続き）

【規則第５号様式】

【事例②】「申請者」と「許可等名義人」が異なる場合
※「実質的経営者である旨の申立書」の提出も必要です（P38 参照）

受付印	（申請者）特別徴収義務者	個人番号又は法人番号（右詰で記載）	●●●●●●●●●●●●●
1 令和 ●年●月●日 沖縄県 那覇県税事務所長　殿	2	住所又は所在地	沖縄県那覇市旭町116番地の37
		フリガナ 氏名又は名称及び代表者名	ﾅﾝﾌﾞｺﾞｳﾄﾞｳﾁｮｳｼｬﾎﾃﾙｶﾝﾘ　ﾅﾝﾌﾞ ﾊﾅｺ 南部合同庁舎ホテル管理株式会社 代表取締役　南部　花子
		応答部署名及び担当者氏名	総務課 担当（安谷屋）　電話 098－866－2102

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

沖縄県宿泊税条例第９条第２項の規定による申請書を下記のとおり提出します。

3 宿泊施設の営業許可等の	住所又は所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２	電話 098－866－2101
	フリガナ 氏名又は名称 （法人にあっては代表者氏名）	ｵｷﾅﾜｹﾝﾁｮｳﾎﾃﾙｽﾞ　ｵｷﾅﾜ ﾀﾛｳ 沖縄県庁ホテルズ株式会社　代表取締役　沖縄　太郎	
	種別	■旅館・ホテル　□簡易宿所　□特区民泊　□住宅宿泊事業	
	許可（届出）年月日	昭和　・　平成　・　令和（○）　●年　●月　●日	
	許可（届出）番号	第●●●●号	
	許可等名義人との関係	運営受託	
4 施設	所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２	電話 098－866－2101
	フリガナ 名称又は届出番号	ｵｷﾅﾜｹﾝﾁｮｳﾎﾃﾙ 沖縄県庁ホテル	
	概要	客室数　●●室	収容人員　●●名
	経営開始（予定）年月日	令和●年●月●日	
	住宅宿泊事業における管理業者	住所	電話　－　－
		氏名又は名称	
5 共同事業者	共同事業者の有無	有　・　無	
	住所又は所在地		電話　－　－
	フリガナ 氏名又は名称 （法人にあっては代表者氏名）		
6 送付書類の送付先	住所又は所在地	沖縄県那覇市旭町116番地の37	電話 098－866－2102
	フリガナ 氏名又は名称 （法人にあっては代表者氏名）	ﾅﾝﾌﾞｺﾞｳﾄﾞｳﾁｮｳｼｬﾎﾃﾙｶﾝﾘ　ｱﾀﾞﾆﾔ 南部合同庁舎ホテル管理株式会社　総務課　担当（安谷屋）	

※処理事項	通知年月日	施設番号（課税番号）	備考
	年　月　日	7	

注１　※印の欄は、記入する必要はありません。
　２　複数の施設を有する場合は、施設ごとに申請書を提出してください。

1 「提出年月日」欄

・申請書の提出年月日を記入してください。

2 「申請者」欄

・法人の場合は法人番号、個人の場合はマイナンバーを必ず記載してください。

・特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者（実質的経営者を含む）の住所又は所在地、氏名又は名称を記載してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記載してください。

・申請に係る応答部署名及び担当者氏名を記入してください。

3 「宿泊施設の営業許可等」欄

・宿泊施設の営業許可を受けた方や住宅宿泊事業の届出を行われた方の住所又は所在地、電話番号、氏名又は名称を記入してください。法人の場合には法人名に加え、 代表者の職、氏名も併せて記入してください。

・種別の欄は、該当する種別に〇を付けてください。

・許可（届出）年月日、許可（届出）番号の欄には、旅館業営業許可書又は住宅宿泊事業標識に記載されている許可（届出）年月日、番号を記入してください。

・許可等名義人との関係を記入してください。

4 「施設」欄

・宿泊施設の所在地、電話番号、名称、客室数、収容人数、施設の営業を開始した(する)日を記入してください。

・住宅宿泊管理業者へ委託している場合は、管理業者の住所又は所在地、電話番号、氏名又は名称及び代表者氏名を記入してください。

5 「共同事業者」欄

・共同事業者の有無について〇を付けてください。ここでいう「共同事業者」とは、共同事業に関する契約書や役員回答の議事録等で定められている共同事業者をいいます。特別徴収義務者以外の共同事業者について記入してください。

・記入すべき共同事業者が２名以上の場合は、任意様式により全員分を記入した別紙を添付してください。

6 「書類の送付先」欄

・申告についての問い合わせ、関係書類を送付する場合のあて先を担当部署名まで記入してください。直通電話番号等があれば記入してください。

7 「備考」欄

・その他、必要に応じて記入してください(吸収合併による新規登録の場合の前事業者の法人名や複数証票が必要なときの必要枚数等)。

⑵　実質的経営者である旨の申立書（参考様式）

【参考様式】

（委託契約等により実際にその施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）を特別徴収義務者としたい場合に提出してください。）

1　令和●年　●月　●日

沖縄県　那覇県税事務所長　様

2　申立者
住　所　沖縄県那覇市旭町116番地の37
氏　名　南部合同庁舎ホテル管理株式会社
（名称及び代表者の氏名）　代表取締役　南部　花子　㊞

電話番号　098-866-2102

（法人の場合）法人番号　●●●●●●●●●●

実質的経営者である旨の申立書

私は、下記施設の実質的経営者であることを申し立てします。

3 宿泊施設等の営業許可等	住所又は所在地	〒 901-0021 沖縄県那覇市泉崎１－２－２ （電話 098－866－2101　）
	フリガナ	ｵｷﾅﾜｹﾝﾁｮｳ　ｵｷﾅﾜ ﾀﾛｳ
	氏名（名称及び代表者の氏名）	沖縄県庁ホテルズ株式会社　代表取締役　沖縄　太郎
	営業種別	■旅館・ホテル　□簡易宿所　□住宅宿泊事業
	旅館業又は認定事業における許可等番号	第●●●●号
4 施設	住所又は所在地	〒 901-0021 沖縄県那覇市泉崎１－２－２ （電話 098－866－2101　）
	フリガナ	ｵｷﾅﾜｹﾝﾁｮｳ
	名称	沖縄県庁ホテル
	実質的経営者による経営開始（予定）年月日	令和●年　●月　●日

注　1　※印の欄は、記入しないでください。
　　2　複数の施設を有する場合は、施設ごとに申立書を提出してください。
　　3　許認可者等と実質的経営者との間で締結した契約書等の写し（又は宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面の写し）を添付してください。

1 「提出年月日」欄

・申立書の提出年月日を記載してください。

2 「申立者」欄

・申立者（実質的経営者）の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名、法人番号を併せて記載してください。

・押印してください。

3 「宿泊施設の営業許可等」欄

・宿泊施設の営業許可を受けた方や住宅宿泊事業法の届出をした方の住所又は所在地、電話番号、氏名又は名称を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記載してください。

・「営業種別」欄には、宿泊施設の該当する種別に〇を付けてください。

・「旅館業又は認定事業における許可等番号」欄については、 旅館業法の営業許可証に記載されている許可番号を記載してください。住宅宿泊事業法の届出施設の場合は、届出が受理された際に発行される届出番号を記載してください。

4 「施設」欄

・宿泊施設の所在地、電話番号、名称を記載してください。

・申立者（実質的経営者）による経営開始（予定）年月日を記載してください。

⑶　宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書

【規則第７号様式】

受　付　印

1

令和●年　●月　●日

沖縄県

那覇県税事務所長　殿

2 特別徴収義務者

法　人　番　号	●●●●●●●●●●●●●
住所又は所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
氏名又は名称及び代表者名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 代表取締役　沖縄　太郎
応答部署名及び担当者氏名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 総務課　担当（安谷屋）（　098-866-2101　）

3 施設

名称又は届出番号	沖縄県庁ホテル
所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
施設番号（課税番号）	●●●●●●●●●

宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書

沖縄県宿泊税条例第９条第６項の規定により、申告事項の変更を下記のとおり届け出ます。

4 登録事項

変更前	変更後
沖縄県庁ホテル	沖縄県庁那覇泉崎ホテル

5 変更年月日	令和●年　●月　●日
6 届出理由	■　宿泊施設営業の許可等に関する変更 □　上記以外による変更 （　　）

注　変更内容が確認できる書類を添付してください。

1 「提出年月日」欄

・届出書の提出年月日を記入してください。

2 「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名を記入してください。法人の場合は法人番号を記入してください。

・届出に係る応答部署名及び担当者氏名を記入してください。

3 「施設」欄

・宿泊施設の名称又は届出番号、所在地、施設番号（課税番号）を記入してください。

・施設番号（課税番号）の欄には、宿泊税特別徴収義務者証票に記載の 10 桁の施設番号を記入してください。

4 「登録事項」欄

・変更内容を具体的に記入してください。

5 「変更年月日」欄

・登録事項に変更が生じた年月日を記入してください。

6 「届出理由」欄

・該当する理由にチェックを付けてください。「上記以外による変更」にチェックした場合は、カッコ内に届出理由を記入してください。

⑷　経営休止・再開・廃止届出書

【規則第８号様式】

受付印

1　令和●年　●月　●日

沖縄県

那覇県税事務所長　殿

2 特別徴収義務者

法人番号	●●●●●●●●●●●●●
住所又は所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
氏名又は名称及び代表者名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 代表取締役　沖縄　太郎
応答部署名及び担当者氏名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 総務課　担当（安谷屋）（　098-866-2101　）

3 施設

名称又は届出番号	沖縄県庁ホテル
所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
施設番号（課税番号）	●●●●●●●●●●

経営休止・再開・廃止届出書

4　沖縄県宿泊税条例　第９条第７項（休止）／第９条第８項（再開）／第９条第９項（廃止）　の規定により、下記のとおり　休止／再開／廃止　を届け出ます。

5　休止年月日	令和●年　●月　●日　から　令和●年　●月　●日　まで
6　再開年月日	年　月　日
7　廃止年月日	年　月　日
8　休止又は廃止の理由	ホテル改修工事の為

1 「提出年月日」欄

・届出書の提出年月日を記入してください。

2 「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名、法人の場合は法人番号を記入してください。

・届出に係る応答部署名及び担当者氏名を記入してください。

3 「施設」欄

・宿泊施設の名称又は届出番号、所在地、施設番号（課税番号）を記入してください。

・施設番号（課税番号）の欄には、宿泊税特別徴収義務者証票に記載の 10 桁の施設番号を記入してください。

4 「届出区分」欄

・該当する区分に〇を付けてください。

5 「休止年月日」欄

・休止の場合はその期間を記載してください。

・休止期間が未定の場合は休止の開始日のみ記入してください。

6 「再開年月日」欄

・再開の場合はその年月日を記入してください。

7 「廃止年月日」欄

・廃止の場合はその年月日を記入してください。

8 「休止又は廃止の理由」欄

・休止又は廃止の場合はその理由を記入してください。

(5)　宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書

【規則第９号様式】

受付印

1

令和●年 ●月 ●日

沖縄県
那覇県税事務所長　殿

2 特別徴収義務者

法人番号	●●●●●●●●●●●●●
住所又は所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
氏名又は名称及び代表者名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 代表取締役　沖縄　太郎
応答部署名及び担当者氏名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 総務課　担当（安谷屋）（　098-866-2101　）

宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書

沖縄県宿泊税条例施行規則第５条の規定により、宿泊税の特別徴収義務者証票の再交付を下記のとおり申請します。

3 施設	名称又は届出番号	沖縄県庁ホテル
	所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
	施設番号（課税番号）	●●●●●●●●●
4 申請の理由	き損した為	

注　再交付申請の理由がき損による場合は、き損した証票を添付してください。

1 「提出年月日」欄

・申請書の提出年月日を記入してください。

2 「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名、法人の場合は法人番号を記入してください。

・届出に係る応答部署名及び担当者氏名を記入してください。

3 「施設」欄

・宿泊施設の名称又は届出番号、所在地、施設番号（課税番号）を記入してください。

・施設番号（課税番号）の欄には、宿泊税特別徴収義務者証票に記載の 10 桁の施設番号を記入してください。

4 「申請の理由」欄

・申請の理由を記入してください。

⑹　宿泊税納入申告書

【規則第 10 号様式】

宿　泊　税　納　入　申　告　書

※処理事項	郵便官署消印	担当者

受付印

1

令和●年●月●日

沖縄県

那覇県税事務所長　殿

2

特別徴収義務者	法人番号	●●●●●●●●●●●●●
	住所又は所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
	氏名又は名称及び代表者名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 代表取締役　沖縄　太郎
	応答部署名及び担当者名	沖縄県庁ホテルズ株式会社　総務課　担当（安谷屋） （　　098　局　　866-2101　　番）

3

施設	フリガナ 名称又は届出番号	オキナワケンチョウホテル 沖縄県庁ホテル
	所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２ 電話　098－866－2101
	施設番号（課税番号）	●●●●●●●●●●

4

実績　●年　●月分

区分	5 宿泊者数（延べ数）	6 宿泊料金総額（A）	税率（B）	7 税額（A×B）
課税対象	300	2,400,000	２％	48,000
課税免除対象	50	400,000		
合計	350			

実績　　年　　月分

区分	宿泊者数（延べ数）	宿泊料金総額（A）	税率（B）	税額（A×B）
課税対象			２％	
課税免除対象				
合計				

実績　　年　　月分

区分	宿泊者数（延べ数）	宿泊料金総額（A）	税率（B）	税額（A×B）
課税対象			２％	
課税免除対象				
合計				

8 申告期限	令和●年●月

注　1　この申告書は、宿泊税を課す市町村の区域外の宿泊施設に係る宿泊税の申告に使用してください。
　　2　※印の欄は、記入する必要はありません。
　　3　課税対象及び課税免除対象の宿泊者数等が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。
　　4　申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

1 「提出年月日」欄

・申告書の提出年月日を記入してください。

2 「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名、法人の場合は法人番号を必ず記入してください。

・届出に係る応答部署名及び担当者氏名を記入してください。

3 「施設」欄

・宿泊施設の名称又は届出番号、所在地、施設番号（課税番号）を記入してください。

・施設番号（課税番号）の欄には、宿泊税特別徴収義務者証票に記載の 10 桁の施設番号を記入してください。

4 「実績年月分」欄

・申告対象の実績年月を記入してください。

・申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、該当する複数の年月について記入してください。

5 「宿泊者数（延べ数）」欄

・課税対象となる宿泊者数、課税免除対象となる宿泊者数及び合計を記入してください。

6 「宿泊料金総額（A）」欄

・課税対象となる宿泊料金総額（課税標準額（※）総額）、及び課税免除対象となる宿泊料金総額（課税標準額（※）総額）を記入してください。

※　課税標準額：１人１泊当たりの宿泊料金から千円未満を切捨した金額

7 「税額（A×B）」欄

・課税対象となる宿泊料金総額（課税標準額（※）総額）に税率を乗じた額を記入してください。

8 「申告期限」欄

・申告期限の年月を記入してください。

⑺　宿泊税月計表

【参考様式】

以下の記載は例であり、記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。
また、税務調査の際に日ごとの宿泊者数が確認できるよう資料等が管理されている場合は、月の合計だけ記載することも可能です。

1 施設番号　●●●●●●●●●●

2 宿泊施設名　沖縄県庁ホテル

3 令和　●年　●月分　（単位：人、円）

日付	4 課税対象		5 課税免除対象	
	宿泊者数	宿泊料金（課税標準額）	宿泊者数	宿泊料金（課税標準額）
1	5	40, 000	0	0
2	15	120, 000	3	24, 000
3	22	176, 000	10	80, 000
4	4	32, 000	2	16, 000
5	3	24, 000	0	0
6	6	48, 000	0	0
7	2	16, 000	0	0
8	8	64, 000	0	0
9	28	224, 000	20	160, 000
10	21	168, 000	10	80, 000
11	3	24, 000	0	0
12	5	40, 000	0	0
13	4	32, 000	0	0
14	3	24, 000	0	0
15	6	48, 000	0	0
16	19	152, 000	0	0
17	23	184, 000	0	0
18	2	16, 000	0	0
19	4	32, 000	0	0
20	3	24, 000	0	0
21	5	40, 000	0	0
22	3	24, 000	0	0
23	16	128, 000	0	0
24	24	192, 000	2	16, 000
25	2	16, 000	0	0
26	3	24, 000	0	0
27	5	40, 000	0	0
28	4	32, 000	0	0
29	9	72, 000	0	0
30	17	136, 000	3	24, 000
31	26	208, 000	0	0
合計	300	2, 400, 000	50	400, 000
税額（税率２％）		48, 000		

※課税標準額：1人1泊当たりの宿泊料金から千円未満を切捨した金額

※宿泊者数及び宿泊料金（課税標準額）の合計欄、税額欄は、宿泊税納入申告書と一致させてください。

1 「施設番号」欄

・宿泊税特別徴収義務者証票に記載の 10 桁の施設番号を必ず記入してください。

2 「宿泊施設名」欄

・宿泊施設の名称を記入してください。

3 「対象年月」欄

・申告対象の実績年月を記入してください。

4 「課税対象」欄

・課税対象となる宿泊者数、宿泊料金（課税標準額（※））の総額を記入してください。なお、ここの合計欄は、宿泊税納入申告書の「課税対象」の欄と一致させてください。

※　課税標準額：１人１泊当たりの宿泊料金から千円未満を切捨した金額

5 「課税免除」欄

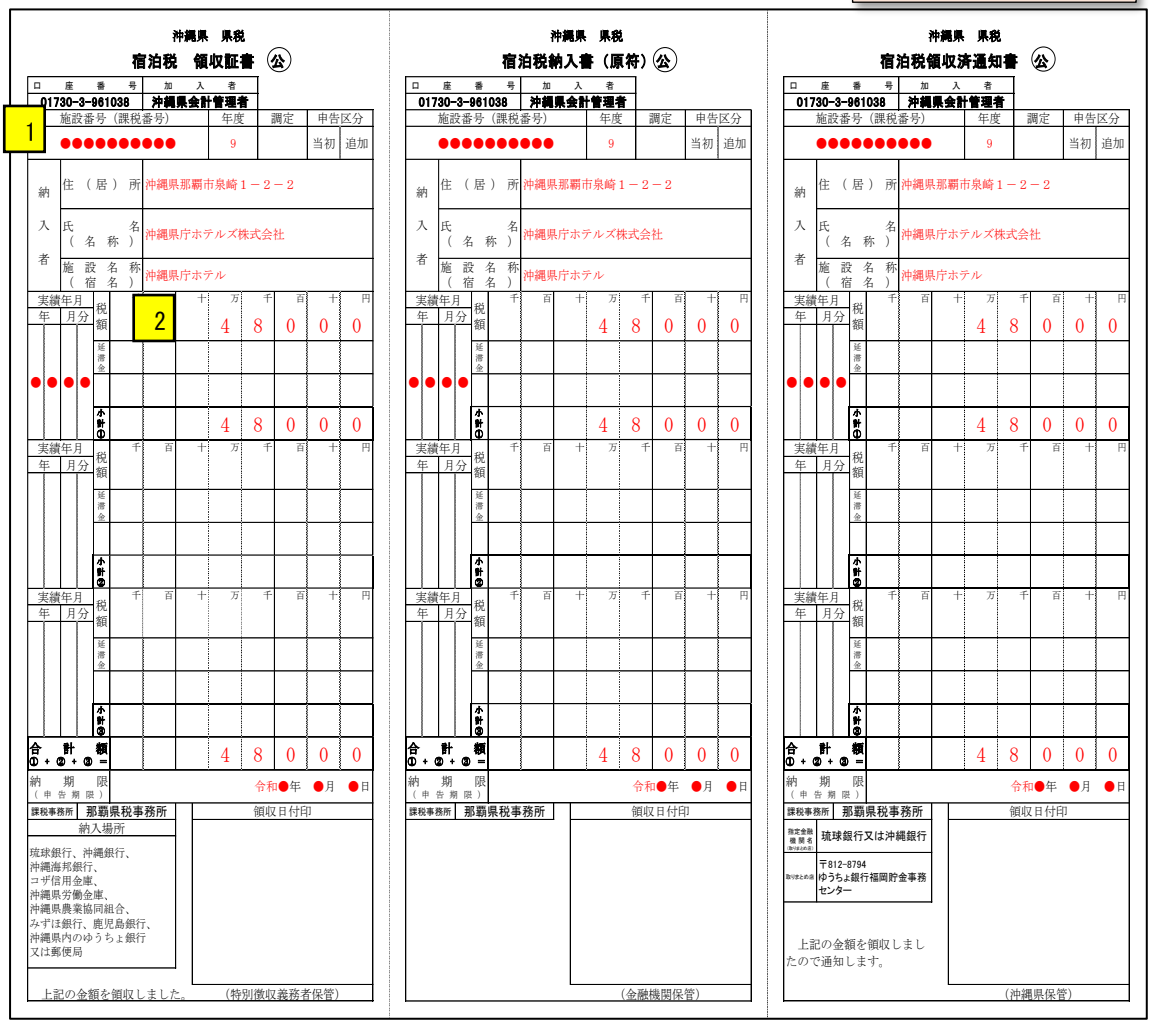
・課税免除対象となる宿泊者数、宿泊料金（課税標準額（※））の総額を記入してください。なお、ここの合計欄は、宿泊税納入申告書の「課税免除対象」の欄と一致させてください。

＜記入例＞１泊１名の場合（単位：人、円）

（素泊まり料金）	宿泊者数	宿泊料金（課税標準額）
0 円の場合	0	0
999 円の場合	1	0
1,000 円の場合	1	1,000
1,999 円の場合	1	1,000

⑻　宿泊税納入書

【規則第 11 号様式】



沖縄県　県税

宿泊税　領収証書　㊞

口座番号	加入者
01730-3-961038	沖縄県会計管理者

1

施設番号（課税番号）	年度	調定	申告区分	
●●●●●●●●●●	9		当初	追加

納入者	住（居）所	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
	氏名（名称）	沖縄県庁ホテルズ株式会社
	施設名称（宿名）	沖縄県庁ホテル

実績年月 年	月分		税額	十	万	千	百	十	円
●●	●●		2		4	8	0	0	0
			延滞金						
			小計①		4	8	0	0	0
			税額						
			延滞金						
			小計②						
			税額						
			延滞金						
			小計③						
合計額 ①＋②＋③＝					4	8	0	0	0

納期限（申告期限）　令和●年　●月　●日

課税事務所　那覇県税事務所

納入場所

琉球銀行、沖縄銀行、
沖縄海邦銀行、
コザ信用金庫、
沖縄県労働金庫、
沖縄県農業協同組合、
みずほ銀行、鹿児島銀行、
沖縄県内のゆうちょ銀行
又は郵便局

領収日付印

上記の金額を領収しました。　（特別徴収義務者保管）

沖縄県　県税

宿泊税納入書（原符）　㊞

口座番号	加入者
01730-3-961038	沖縄県会計管理者

施設番号（課税番号）	年度	調定	申告区分	
●●●●●●●●●●	9		当初	追加

納入者	住（居）所	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
	氏名（名称）	沖縄県庁ホテルズ株式会社
	施設名称（宿名）	沖縄県庁ホテル

実績年月 年	月分		税額	千	百	十	万	千	百	十	円
●●	●●					4	8	0	0	0	
			延滞金								
			小計①			4	8	0	0	0	
			税額								
			延滞金								
			小計②								
			税額								
			延滞金								
			小計③								
合計額 ①＋②＋③＝						4	8	0	0	0	

納期限（申告期限）　令和●年　●月　●日

課税事務所　那覇県税事務所

領収日付印

（金融機関保管）

沖縄県　県税

宿泊税領収済通知書　㊞

口座番号	加入者
01730-3-961038	沖縄県会計管理者

施設番号（課税番号）	年度	調定	申告区分	
●●●●●●●●●●	9		当初	追加

納入者	住（居）所	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
	氏名（名称）	沖縄県庁ホテルズ株式会社
	施設名称（宿名）	沖縄県庁ホテル

実績年月 年	月分		税額	千	百	十	万	千	百	十	円
●●	●●						4	8	0	0	0
			延滞金								
			小計①				4	8	0	0	0
			税額								
			延滞金								
			小計②								
			税額								
			延滞金								
			小計③								
合計額 ①＋②＋③＝							4	8	0	0	0

納期限（申告期限）　令和●年　●月　●日

課税事務所　那覇県税事務所

指定金融機関名（取りまとめ店）	琉球銀行又は沖縄銀行
取りまとめ店	〒812-8794 ゆうちょ銀行福岡貯金事務センター

上記の金額を領収しましたので通知します。

領収日付印

（沖縄県保管）

1 「施設番号」欄

・宿泊税特別徴収義務者証票に記載の 10 桁の施設番号を必ず記入してください。

2 「税額」「合計額」欄

・領収証書(左)、納入書(中)、領収済通知書(右)の「税額」、「合計額」欄に納入すべき宿泊税額を右づめで記入してください。なお、ここの税額は、宿泊税納入申告書の「税額」の欄と一致させてください。

・申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、該当する複数の実績年月について記入してください。

⑼　宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定申請書

【規則第 12 号様式】

受付印

1　令和９年　５月　１５日

沖縄県
那覇県税事務所長　殿

2　特別徴収義務者

法人番号	●●●●●●●●●●●●●
住所又は所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
氏名又は名称及び代表者名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 代表取締役　沖縄　太郎
応答部署名及び担当者氏名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 総務課　担当（安谷屋）（　098-866-2101　）

3　施設

名称又は届出番号	沖縄県庁ホテル
所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
施設番号（課税番号）	●●●●●●●●●

宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定申請書

沖縄県宿泊税条例第10条第２項の規定により、納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。

4	特例適用開始を希望する対象月	令和９年６月分（７月末日納期分）以降
申告等の状況	5　期間	３か月 （令和９年２月１日　から　令和９年４月末日　まで）（①）
	6　納入すべき金額の合計額	１４４，０００　円（②）
	7　納入すべき金額の合計額を月数で除した金額	４８，０００　円（②円÷①の月数）
	8　旅館業法等による許可（届出・認定）日 （個別指定特別徴収義務者にあっては個別指定の日）	令和●年　●月　●日
	9　特例指定の取消	有（　年　月　日）・（無）
	10　加算金の決定	有（　年　月　日）・（無）
	11　県税に係る徴収金の滞納	有・（無）

1 「提出年月日」欄

・申請書の提出年月日を記入してください。

2 「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名、法人の場合は法人番号、並びに申請に係る応答部署名及び担当者氏名を記入してください。

3 「施設」欄

・宿泊施設の名称又は届出番号、所在地、施設番号（課税番号）を記入してください。

・施設番号（課税番号）の欄には、宿泊税特別徴収義務者証票に記載の 10 桁の施設番号を記入してください。

4 「特例適用開始を希望する対象月」欄

・申請書の提出月以降を記入してください。

5 「期間」欄

・適用を受けようとする年度の初日の属する年の前々年 12 月から前年 11 月までの宿泊税納入実績期間を記入してください。ただし、上記期間が１年に満たない場合は、申請書の提出月の前３か月の宿泊税納入実績期間を記入してください。

6 「納入すべき金額の合計額」欄

・ 5 の期間における宿泊税の合計額を記入してください。

7 「納入すべき金額の合計額を月数で除した金額」欄

・「納入すべき金額の合計額」欄の金額を「期間」欄の月数で除した金額を記入してください。

・この金額が 30 万円を超える場合は、特例の指定を受けることはできません。

8 「旅館業法等による許可（届出・認定）日（個別指定特別徴収義務者にあっては個別指定の日）」欄

・該当する年月日を記入してください。

9 「特例指定の取消」欄

・指定の取消しを受けている場合は「有」に〇を付け、 取消年月日を記入してください。受けていない場合は「無」に〇を付けてください。

10 「加算金の決定」欄

・適用年の前年の１月１日以後において、宿泊税に係る加算金の決定を受けた場合は「有」に〇を付け、決定年月日を記入してください。受けていない場合は「無」に〇を付けてください。

11 「県税に係る徴収金の滞納」欄

・適用年の前年の１月１日以後において、県税に係る徴収金の滞納がある場合は「有」に〇を付け、無い場合は「無」に〇を付けてください。

（前頁の続き）

【規則第 12 号様式】

受付印

1 令和９年 ５月 １５日

沖縄県

那覇県税事務所長 殿

2 特別徴収義務者	法人番号	●●●●●●●●●●●●●	
	住所又は所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２	
	氏名又は名称及び代表者名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 代表取締役 沖縄 太郎	
	応答部署名及び担当者氏名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 総務課 担当（安谷屋）（ 098-866-2101 ）	
3 施設	名称又は届出番号	沖縄県庁ホテル	
	所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２	
	施設番号（課税番号）	●●●●●●●●●	

宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定申請書

沖縄県宿泊税条例第10条第２項の規定により、納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。

4	特例適用開始を希望する対象月		令和９年６月分（７月末日納期分）以降
申告等の状況	期間	5	３か月 （令和９年２月１日 から 令和９年４月末日 まで） (①)
	納入すべき金額の合計額	6	１４４，０００ 円 (②)
	納入すべき金額の合計額を月数で除した金額	7	４８，０００ 円 (②円÷①の月数)
	旅館業法等による許可（届出・認定）日 （個別指定特別徴収義務者にあっては個別指定の日）	8	令和●年 ●月 ●日
	特例指定の取消	9	有（ 年 月 日） ・ (無)
	加算金の決定	10	有（ 年 月 日） ・ (無)
	県税に係る徴収金の滞納	11	有 ・ (無)

＜留意点＞

・ 9 10 11 について「有」の場合、特例の承認を受けることはできません。

・ 7 について、３０万円を超える場合は、特例の承認を受けることはできません。

＜記入例１＞令和９年５月 15 日申請の場合（初回申請、Ｒ９年２月に特別徴収義務者登録済）

申請日　→ 1 に記入	令和９年５月 15 日
特例適用開始を希望する対象月　→ 4 に記入	令和９年６月分（７月末日納期分）以降 （※【特例適用開始】６、７、８月分→９月末日納期）
期間　→ 5 に記入	３か月（令和９年２月１日から令和９年４月末日まで） （※適用年の前々年であるＲ７年の 12 月１日以後に特徴義務者登録者となった者→申請日の前月３月間の納入期間を記入）

＜記入例２＞令和 10 年８月１日申請の場合（初回申請、Ｒ９年２月に特別徴収義務者登録済）

申請日　→ 1 に記入	令和 10 年８月１日
特例適用開始を希望する対象月　→ 4 に記入	令和 10 年９月分（10 月末日納期分）以降 （※【特例適用開始】９、10、11 月→12 月末日納期）
期間　→ 5 に記入	３か月（令和 10 年５月１日から令和 10 年７月末日まで） （※適用年の前々年であるＲ８年の 12 月１日以後に特徴義務者登録者となった者→申請日の前月３月間の納入実績を記入）

＜記入例３＞令和 11 年 10 月１日申請の場合（初回申請、Ｒ９年２月に特別徴収義務者登録済）

申請日　→ 1 に記入	令和 11 年 10 月１日
特例適用開始を希望する対象月　→ 4 に記入	令和 11 年 12 月分（１月末日納期分）以降 （※【特例適用開始】12、１、２月→３月末日納期）
期間　→ 5 に記入	12 か月（令和９年 12 月１日から令和 10 年 11 月末日まで） （※適用年の前々年であるＲ９年の 12 月１日以前に特徴義務者となった者→Ｒ９年 12 月からの 12 月間の納入実績を記入）

（前項の続き）

【規則第 12 号様式】

受付印

1

令和９年　５月　１５日

沖縄県

那覇県税事務所長　殿

2 特別徴収義務者

法人番号	●●●●●●●●●●●●●
住所又は所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
氏名又は名称及び代表者名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 代表取締役　沖縄　太郎
応答部署名及び担当者氏名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 総務課　担当（安谷屋）（　098-866-2101　）

3 施設

名称又は届出番号	沖縄県庁ホテル
所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
施設番号（課税番号）	●●●●●●●●●

宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定申請書

沖縄県宿泊税条例第10条第２項の規定により、納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。

4	特例適用開始を希望する対象月		令和９年６月分（７月末日納期分）以降
申告等の状況	期間	5	３か月 （令和９年２月１日　から　令和９年４月末日　まで）（①）
	納入すべき金額の合計額	6	１４４，０００　円（②）
	納入すべき金額の合計額を月数で除した金額	7	４８，０００　円（②円÷①の月数）
	旅館業法等による許可（届出・認定）日 （個別指定特別徴収義務者にあっては個別指定の日）	8	令和●年　●月　●日
	特例指定の取消	9	有（　年　月　日）・（無）
	加算金の決定	10	有（　年　月　日）・（無）
	県税に係る徴収金の滞納	11	有・（無）

※　特例の適用については、県から通知する指定通知書に記載された特例の適用開始月からとなります。特例の適用開始月までは原則どおり毎月申告納入が必要となります。

＜例＞・令和９年６月末日までに特例の適用を申請

・県からの指定通知書に「令和９年９月分に係る申告から適用」と記載

令和９年７月宿泊分 （令和９年８月申告納入分）	令和９年８月末日までに申告納入 （原則どおり）
令和９年８月宿泊分 （令和９年９月申告納入分）	令和９年９月末日までに申告納入 （原則どおり）
令和９年９月宿泊分 （令和９年 10 月申告納入分）	令和９年 12 月末日までに申告納入（※） （特例適用） ※　令和９年 11 月及び 12 月申告納入分と合わせて申告納入

⑽　宿泊税合算申告納入の届出書

【要領別記第２号様式】

宿泊税合算申告納入の届出書		
1	令和●年●月●日 那覇県税事務所長　殿 沖縄県宿泊税の合算申告について、次のとおり届け出ます。	
2 特別徴収義務者	氏名又は名称及び代表者名	沖縄県庁ホテルズ株式会社　代表取締役　沖縄　太郎
	住所又は所在地 電話番号	沖縄県那覇市泉崎１－２－２　（098-866-2101）
	法人番号	●●●●●●●●●●●●●
3 施設①（代表施設）	施設名称又は届出番号	沖縄県庁ホテル
	住所又は所在地 電話番号	沖縄県●●市●●●●丁目●－●　（098-●●●- ●●●●）
	施設番号	●●●●●●●●●
施設②	施設名称又は届出番号	沖縄県庁ホテル　ネクスト
	住所又は所在地 電話番号	沖縄県●●市●●●●丁目●－●　（098-●●●- ●●●●）
	施設番号	●●●●●●●●●
施設③	施設名称又は届出番号	
	住所又は所在地 電話番号	
	施設番号	
施設④	施設名称又は届出番号	
	住所又は所在地 電話番号	
	施設番号	
施設⑤	施設名称又は届出番号	
	住所又は所在地 電話番号	
	施設番号	
施設⑥	施設名称又は届出番号	
	住所又は所在地 電話番号	
	施設番号	
4 合算申告納入の開始を希望する対象年月		令和●年　●月分（　●月末日納期分）以降
5 合算申告の要件		☑ 経営する複数の施設の所在地が同一市町村内であること ☑ 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在すること ☑ 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができないこと

注１　施設①（代表施設）に記載の施設を合算申告の代表施設とします。
注２　同一敷地内又は隣接する敷地に存在することを確認できるもの（地図等）を添付すること。

1 「提出年月日」欄

・届出書の提出年月日を記入してください。

2 「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者の住所又は名称及び代表者氏名、住所又は所在地、電話番号、法人の場合は法人番号を記入してください。

3 「施設」欄

・宿泊施設の名称、所在地、電話番号を記入してください。

・施設番号の欄には、宿泊税特別徴収義務者証票に記載の 10 桁の施設番号を記入してください。

4 「合算申告納入の開始を希望する対象年月」欄

・届出書の提出月以降を記入してください。

5 「合算申告の要件」欄

・合算申告を行うためには記載のすべての要件を満たす必要があります。満たしている要件にチェックを付けてください。

※ 施設数が7先以上の場合、別紙追加様式に記入してください。（様式は県 HP に掲載）

※ 届出後に施設数の増減がある場合、再度提出が必要となります。

⑾　宿泊税の還付・納入義務の免除申請書

【規則第 15 号様式】

受付印

1

令和●年　●月　●日

沖縄県

那覇県税事務所長　殿

2 特別徴収義務者

法人番号	●●●●●●●●●●●●●
住所又は所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
氏名又は名称及び代表者名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 代表取締役　沖縄　太郎
応答部署名及び担当者氏名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 総務課　担当（安谷屋） （電話　098-866-2101　）

3 施設

名称又は届出番号	沖縄県庁ホテル
所在地	沖縄県那覇市泉崎１－２－２
施設番号（課税番号）	●●●●●●●●●

宿泊税の（還付・納入義務の免除）申請書

沖縄県宿泊税条例第11条第２項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

4	申請の区分		還　付 ・　納入義務の免除
5	還付又は納入義務の免除を受けようとする年月分		令和●年　●月分
6	還付の申請にあっては申告した税額等	課税標準となる宿泊料金	2,400,000　円
		税額	48,000　円
7	納入すべき税額等	課税標準となる宿泊料金	2,000,000　円
		税額	40,000　円
8	還付又は納入義務の免除を受けようとする税額等	課税標準となる宿泊料金	400,000　円
		税額	8,000　円
9	申請の理由		取引先であった旅行業者の倒産により、売掛していた宿泊料金の一部回収が不能になったため。

注　この申請書には、宿泊税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。

1 「提出年月日」欄

・申請書の提出年月日を記入してください。

2 「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名、法人の場合は法人番号を記入してください。

・申請に係る応答部署名及び担当者氏名を記入してください。

3 「施設」欄

・宿泊施設の名称又は届出番号、所在地、施設番号（課税番号）を記入してください。

・施設番号（課税番号）の欄には、宿泊税特別徴収義務者証票に記載の 10 桁の施設番号を記入してください。

4 「申請の区分」欄

・申請する区分に〇を付けてください。

5 「還付又は納入義務の免除を受けようとする年月分」欄

・還付又は納入義務の免除を受けようとする年月分を記入してください。

6 「還付の申請にあっては申告した税額等」欄（還付の申請のみ記入）

・課税標準となる宿泊料金の金額を記入してください。

・申告した税額を記入してください。

7 「納入すべき税額等」欄

・課税標準となる宿泊料金の金額を記入してください。

・納入すべき税額を記入してください。

8 「還付又は納入義務の免除を受けようとする税額等」欄

・課税標準となる宿泊料金の金額を記入してください。

・還付又は納入義務の免除を受けようとする税額を記入してください。

9 「申請の理由」欄

・徴収不能となった理由を記入してください。

（特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについての正当な理由、又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由）

・その他の理由の場合は、「更正の請求書」にて還付等申請してください。

⑿　更正の請求書

【県税規則第 52 号様式】

更　正　の　請　求　書

1　令和●年　●月　●日

沖縄県　　県税事務所長
事 務 所 長　　殿

2
郵 便 番 号　900-0021
住（居）所　沖縄県那覇市泉崎1-2-2
氏　　名　沖縄県庁ホテルズ株式会社
電　　話　098-866-2101
経 理 担 当 者　安谷屋

次のとおり更正の請求をします。

3	更正の請求の対象		税　目	宿泊税
			課税年度	令和●年度
	税目等 ＼ 区分			請　求　に　係　る　更　正　後　の　額
4	宿泊税	●月分	課税標準	2,200,000　円
			税　額	44,000　円
		月分	課税標準	
			税　額	
5	更正の請求のもととなった申告書の提出年月日等		申告書の提出期限	R●・　●　・　●
			申告書の提出年月日	R●・　●　・　●
			更正又は決定の通知を受けた年月日	R●・　●　・　●
6	請求の理由		令和●年●月●日の課税対象の宿泊者数の入力誤りにより、 課税標準額が過大となっていた為	

1 「提出年月日」欄

・請求書の提出年月日を記入してください。

2 「請求者」欄

・特別徴収義務者の郵便番号、住所又は所在地、氏名又は名称、電話番号、経理担当者名を記入してください。

3 「更正の請求の対象」欄

・更生の請求の対象となる税目、課税年度を記入してください。

4 「請求に係る更正後の額」欄

・更生の請求に係る税目及び対象月、更正後の課税標準額及び税額を記入してください。

5 「更正の請求のもととなった申告書の提出年月日等」欄

・更正の請求のもととなった申告書の提出期限、提出年月日、更正又は決定の通知を受けた年月日を記入してください。

6 「請求の理由」欄

・請求の理由を記入してください。

5 申告書等の提出・お問い合わせ先

	住所	電話番号	担当
沖縄県 R8.10 月まで	〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号	098-866-2101	税務課 宿泊税担当
沖縄県 R8.11 月以降	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 116 番地 37	098-894-8035	那覇県税事務所 宿泊税担当

※　沖縄県ホームページ

(https://www.pref.okinawa.lg.jp/kurashikankyo/zeikin/1003660/1036559/1036550.html)

の「宿泊税に関するお問い合わせフォーム」からもお問い合わせができます。

※　各種手続き・資料等についても、上記ホームページよりご利用ください。

＜宿泊税導入市町村＞

市町村名	住所	電話番号	担当
石垣市	〒907-8501 沖縄県石垣市真栄里 672 番地	0980-87-9025	税務課 宿泊税担当
名護市	〒905-8540 沖縄県名護市港１丁目１番１号	0980-53-1212	税務課 宿泊税担当
宮古島市	〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地	0980-72-0841	税務課 宿泊税担当
本部町	〒905-0292 沖縄県国頭郡本部町字東５番地	0980-47-2417	住民課 宿泊税担当
恩納村	〒900-0029 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地	098-966-1206	税務課 宿泊税担当
北谷町	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江 1 丁目 1 番 1 号	098-982-7706	税務課 宿泊税担当

令和８年２月 初版作成
令和８年 10 月 改訂版作成
編集・発行　　沖縄県総務部税務課